

資料32 振動規制法に基づく規制基準等（28年12月末現在）

規制地域

京都市、福知山市（17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治保原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○特定工場等において発生する振動の規制基準

		第1種区域		第2種区域			
		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域
		近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)	
昼間	午前8時～午後7時	60dB		65dB			
夜間	午後7時～午前8時	55dB		60dB			

(注) 学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第1種区域の夜間を除く。）。*_は、木津川市を除く。

○特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

作業の種類	振動の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	日曜休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業	75dB	午後7時 ～ 翌日午前7時	午後10時 ～ 翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	禁止
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業							
鋼球を使用して破壊する作業							
舗装版破碎機を使用する作業							
ブレーカーを使用する作業							

(注) 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。*_は、木津川市を除く。

2 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

○道路交通振動に係る要請限度

		第1種区域		第2種区域			
		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域
		近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)	
昼間	午前8時～午後7時	65dB		70dB			
夜間	午後7時～午前8時	60dB		65dB			